

# 令和7年度 清水こども園への入園について

## 幼保連携認定こども園とは

就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っているのが特徴です。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、国の認定基準を満たした「認定こども園」のうち、単一の施設で幼稚園的機能と保育園的機能を併せ持つものを「幼保連携型認定こども園」といいます。

お子さんの年齢やご家族の働き方によって、1号認定・2号認定・3号認定の3つに区分されます。こども園に入園するためには、まずこの支給認定を各担当行政にて行います。ただし、1号認定は、当園に入園の申し込みを行った後に認定が行われます。

### 【1号認定こども】 4月1日時点で、満3歳以上

#### <教育標準時間認定>

お子さんが4月1日時点で、満3歳以上で、教育を希望される方。  
満3歳以上の方は、全ての方が1号認定を受けることができます。  
(年度途中、満3歳になった時点での入園は対応しておりません)



### 【2号認定こども】 満3歳以上

#### <保育認定>

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、  
教育・保育を希望される方。



### 【3号認定こども】 満3歳未満

#### <保育認定>

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、  
教育・保育を希望される方。



1号、2号でクラスの教育内容には違いはありません。

保育時間と保育料の違いだけです。

※2号認定、3号認定は保育の必要量(就労条件等)により「保育標準時間」・「保育短時間」に区分されます。

例えば、就労時間が短い(パートタイム労働等)方は、「保育短時間」に区分されます。

## 保育の必要事由

保護者（父母の両方）が次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム・夜間・自営業などの居宅内の労働など、基本的にすべての就労（月64時間未満の短時間就労を除く））
  - ・妊娠、出産
  - ・保護者の疾病、障害
  - ・同居または長期入院等している親族の介護・看護（月64時間以上の介護等が必要）
  - ・災害復旧
  - ・求職活動（90日間以内にかぎる）
  - ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。月64時間以上の就学が必要）
  - ・育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要など
- ※詳しくは中央子育て支援センター042-769-9267にお問い合わせください。

### 1号認定の入園申込

- 願書配布…10月15日（火）より
- 申込受付…11月1日（金）～11日（月）
- 申込窓口…当園事務室

＜他のこども園・幼稚園と併願をお考えの方へ＞  
1号認定で入園をご検討の場合、原則として、  
専願にて手続きをお願いします。

#### 《1号認定募集人数》

- ◆ 3歳児：3名
- ◆ 4歳児：1名

#### 《1号認定の選考》

希望者が定員を上回る場合は、園  
が規定により選考し、通知します。

### 2・3号認定の入園申込

＜申込書配布＞毎年10月15日から（申込書は園にもあります）

申 込 受 付		
4月入園	受付期間	令和6年10月15日（火）～11月15日（金）
1次申し込み	調整結果	令和7年1月24日（金）頃発送予定
4月入園	受付期間	令和6年11月18日（月）～令和7年2月14日（金）
2次申し込み	調整結果	令和7年3月3日（月）頃発送予定
年度途中入園	受付期間	利用開始希望日の前月10日
（5月以降）	調整結果	利用開始希望日の前月20日頃発送予定

＜申込窓口＞……申し込みは原則郵送となります。

郵送先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15  
相模原市役所 保育課 利用申込事務センター宛

ただし、状況によっては窓口受付となる場合があります。（詳細については、「保育園、認定こども園施設の利用申し込み」を参照して下さい。）

また、相模原市以外の園への申し込みは、各市町村窓口となります。（詳細は各市町村へ）

《2・3号認定の選考》

相模原市各区子育て支援センターが利用調整による選考を行います。

各認定ごとに選考後、入園の決定通知が届きます。2・3号認定と1号認定では、教育・保育料や保育時間帯が異なります。当園では、下記の通り定めています。

教育・保育時間、教育・保育料ほか

《教育・保育時間》

1号認定…………… 9:00～13:00

(希望者には18:00まで預かり保育が有ります。詳細は預かり保育のページ参照)

2・3号認定の標準時間…………… 7:00～18:00 (原則8時間～最大11時間)

2・3号認定の短時間…………… 8:30～16:30 (施設の定める8時間以内)

《延長保育時間》

2・3号認定…………… 18:00～19:00 (登録児以外 30分500円)

《教育・保育料》 0～2歳児は所得に応じ各市町村が決定

3歳以上児は無償

《教育・保育料以外の以外の料金》

延長保育料	延長保育は、通常の教育・保育料のほかに利用する場合は、料金がかかります。 ・月極め 4,000円 ・日極め 30分 500円、30分超1時間まで1,000円	
給食費	教育利用(1号) 3歳～5歳児	昼食代225円(主食50円、副食175円)×提供数+おやつ代50円×提供数
	保育利用(2号) 3歳～5歳児	喫食数に関係なく毎月5,500円(主食代1,000円、副食代4,500円)
	保育利用(3号) 0歳～2歳児	給食費は教育・保育料の中に含まれています。
保護者会	会費：月500円(毎年の総会で決定します) 卒園記念品代積立金(5歳児)：月300円(毎年の総会で決定します)	
スモック、体操着等	必要に応じて購入していただきます。 ※価格は変動することがあります。	
写 真	・園での活動写真(職員撮影)を定期的にネット販売します。 Lサイズ1枚60円(税別) ・園内キャンプ(年長児)、運動会、お遊戯会、卒園式等はプロのカメラマンに撮影依頼しネット販売します。Lサイズ1枚120円(税別)	
遠足参加費	親子遠足保護者分(バス代、保険料の一部等) ※年間計画で実施の場合に発生します。	
下着(パンツ) オムツ	家庭からの補充が不足し、園から提供した場合は有料となります。 下着(パンツ)1枚200円、オムツ1枚40円	

《預かり保育》1号認定児対象

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、お子様を一時的にお預かりし、必要な保育を行うことをいいます。

(預かり保育を行わない日)

土・日曜日、祝祭日、夏休み(お盆の3日間)、冬休み(年末・年始の6日間)、年度初めの初日、その他園長が定めた日

利用時間及び預かり保育料	
平日 預 か り 保 育	<p>&lt;対象時間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 8:00~9:00</li> <li>● 降園時(13:00)から18:00まで</li> </ul> <p>&lt;費用&gt;</p> <p>(朝) 8:00~8:30 50円 8:31~9:00 50円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 降園時(13:01)から14:00まで 100円</li> <li>● 降園時(13:01)から15:00まで 200円</li> <li>● 降園時(13:01)から16:00まで 300円</li> <li>● 降園時(13:01)から17:00まで 400円</li> <li>● 降園時(13:01)から17:30まで 450円</li> <li>● 降園時(13:01)から18:00まで 500円</li> </ul> <p>※18:00を超えてしまったら 30分単位で200円</p> <p>◇ 年長児は1~3月の期間は14:00まで標準教育・保育時間とします。 (預かり保育料金不要:お昼寝がなくなり、就学に向けた活動実施)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>慣らし保育期間等 で料金表で対応で きない時間は 30分50円</p> </div>
休 日 預 か り 保 育	<p>&lt;対象時間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 8:00~18:00</li> </ul> <p>&lt;費用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 8:00~8:30まで 50円</li> <li>● 8:31~9:00まで 50円</li> <li>● 9:01から15:00まで 100円</li> <li>● 9:01から16:00まで 200円</li> <li>● 9:01から17:00まで 300円</li> <li>● 9:01から17:30まで 450円</li> <li>● 9:01から18:00まで 500円</li> </ul> <p>※18:00を超えてしまったら 30分単位で200円</p>
<p>&lt;預かり保育の無償について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。</li> <li>◆ 保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもたちの利用料が1日450円×利用日数(月額11,300円まで)を上限に無償となります。</li> </ul>	

※その他、入園等に関する情報については、相模原市ホームページ「暮らし・手続き」の「子育て」のページを参照して下さい。